

消費税の軽減税率制度に関する研修会メニュー

高松国税局では、消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、事業者団体の会員の皆様の集まりや勉強会などに職員が訪問して、制度の説明を行っています。

○ 軽減税率制度の概要（10分～15分程度）を説明

主な説明内容

- 軽減税率制度の対象品目
- 事業者における対応
- 軽減税率対策補助金

○ 軽減税率制度の概要（30分～1時間程度）を説明

① 制度周知用パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」を使用した研修会

主な説明内容

- 日々の取引や経理への影響
- 軽減税率の対象品目
- 帳簿や請求書の記載と保存
- 消費税額の計算と税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式（インボイス制度）
- 軽減税率対策補助金

② パワーポイント資料「消費税の軽減税率制度」を使用した研修会

- ※ パワーポイント資料を使用する場合は、プロジェクター設備が必要となります。
なお、使用する資料は①と若干異なりますが、ほぼ同程度の内容となります。

○ その他

上記内容以外に、貴行の要望に沿うような内容（税に関する内容）で対応させていただきますので、ご要望の際は、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先：高松国税局 消費税課 軽減税率制度係
Tel 087-831-3111（内線 409）